

令和6年度 第1回仙台市景観総合審議会 議事録

日 時	令和6年8月27日（火）10:30～12:30
会 場	仙台市役所本庁舎8階 第1委員会室
出席委員	稲葉 雅子委員、佐々木和之委員、佐々木慎太郎委員、 杉山 朗子委員、高山 秀樹委員、恒松 良純委員、 平井 百香委員（Web）、堀 繁 委員
仙台市	都市整備局長、瀧澤次長、京谷次長、二階堂次長、計画部長、 公共建築住宅部長、総務課長 青葉区街並み形成課、若林区街並み形成課、太白区街並み形成課、 泉区街並み形成課
事務局	都市整備局計画部都市景観課、公共建築住宅部営繕課

【議事】

1. 開会
2. 議事
3. 閉会

<報告事項>

- ・屋外広告物ガイドラインの検討について
- ・「杜の都・仙台」のビューポイント事業！の実施結果（速報値）について
- ・仙台市役所本庁舎整備事業について

【議事録】

1. 開 会

○司会（都市景観課 大友係長）

ただいまより令和6年度第1回仙台市景観総合審議会を開催いたします。

審議会に先立ちまして、事務局より報告があります。審議会委員名簿をご覧ください。今回より、新たに佐々木和之委員に参加いただいておりますので報告いたします。佐々木和之委員におかれましては、先に開催した屋外広告物部会にも参加いただいております。

佐々木和之委員、よろしければ一言ご挨拶をお願いいたします。

—佐々木和之委員からの挨拶—

○司会（大友係長）

次に、本日の委員の出席状況を報告いたします。本日は内藤委員、不破委員より欠席とのご連絡をいただいております。また、平井委員におかれましては、Webにてご出席いただいております。

—配布資料確認—

2. 議 事

○司会

それでは、これより景観総合審議会の議事に入ります。

はじめに会議の成立についてですが、委員 11 名中 8 名の出席でございますので、景観法等の施行に関する規則第 31 条第 2 項の規定により、会議が成立しております。

ここからの進行につきましては、同規則第 31 条第 1 項の規定によりまして、堀会長に議長をお願いしますが、Web で参加されている委員もおりますので、発言される場合はお名前を述べられてから発言をお願いいたします。

○堀会長

議事に入る前に、議事録の署名についてですが、委員名簿順ということで、今回は杉山委員にお願いしたいと思います。

また、会議の公開・非公開について確認いたします。本日の審議については、原則として公開とし、特定の個人を識別し得る情報を扱う場合などに関することがあれば必要に応じて非公開とするということよろしいでしょうか。

(委員了承)

・屋外広告物ガイドラインの検討について

○堀会長

では、本日は報告事項が 3 件ということで、議事に入りたいと思います。

1 件目は、屋外広告物ガイドラインの検討についてです。こちらは、屋外広告物部会からの報告ということでよろしいでしょうか。それでは、お願いします。

○恒松副会長

部会長の恒松です。昨年度に引き続きまして、ガイドラインの検討を進めてきたところで、詳細につきましては、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（都市景観課 田原主任）

—資料 1-1、1-2 により説明—

○堀会長

それでは、皆様から質問や意見があればお願いします。

○杉山委員

仙台のまちの事例を取り上げながら、魅力あるファサードづくりということで、大変分かりやすくまとめてあるように思いました。ただ、この内容で屋外広告物ガイドラインとのタイトルが付けられていることには少々疑問があります。

私自身は様々な自治体等での広告物の勉強会に携わったり、東京都でも東京屋外広告協会が主催する「東京屋外広告コンクール」の審査員を務めたりしていますが、これは屋外広

広告物ガイドラインというより、魅力ある店先づくり特集というような感じがしました。このような内容のものを他の自治体でも作成していると思います。

屋外広告物ガイドラインというと、屋上広告や袖看板などの広告物としての規制や配慮について示されているものだと思います。この資料の中身は良いのですが、タイトルを広告物ガイドラインとして出してしまうと誤解を招くのではないかと感じており、他の自治体関係者に広告物ガイドラインとして紹介して良いものか疑問に思います。

○堀会長

事務局から何かありますか。それでは私から一言申し上げます。

今回とりまとめているものは、「規制」のガイドラインではなくて、「誘導」のガイドラインです。杉山委員が指摘する「規制」について、私が会長に就任してからは、規制によるマイナスの軽減だけでなく、誘導によるプラスの付加に取り組んでおり、今回のものは、まさに仙台をよくするためのプラスの付加のガイドラインであって、私はそれほど違和感がありません。

○杉山委員

ガイドラインという名前が引っ掛かります。

○堀会長

ガイドラインは「規制」についてとりまとめるものという前提に立ってしまっているのではないかと思います。そうではなくて、今回のものは、「誘導」のガイドラインなのです。

○杉山委員

誘導に関する考えや取り組みもいろんなところで作成されていますが、ガイドラインという名前はつけられていません。以上です。

○堀会長

他にはいかがでしょうか。

○事務局（計画部 阿部参事兼都市景観課長）

では、事務局から一言申し上げます。今頂戴したご意見は、俗に言う「広告物ガイドライン」の枠を超えて、「賑わい創出のプロジェクト」ではないかというような、そういったお声かと思えます。大変ありがとうございます。本市の景観計画におきましては、景観法による枠組みに加えまして、ほかの関連する諸制度との連携を強めて総合的に取り組むこととしておりまして、都市空間の質の向上に向けては、街並みとの調和や眺望の保全に加えて、都市の美しさや居心地のよさを実感できる魅力ある景観の創出を図ることとしております。屋外広告物におきましても、既定の条例のほか、ガイドラインの策定等によりまして、賑わいの創出、あるいは街並みの品格や魅力の向上を図ることとしております。先ほど申し上げたとおり、これまでによく見かける他の自治体のガイドラインの類いのものというのは、どちらかというと看板に焦点を当て過ぎているようで、例

えば配慮事項として「色を減らしましょう」であるとか「文字の数を減らしましょう」といった内容をまとめたものでございますが、これも規制ではございません。

仙台市では、景観総合審議会から、これまで広告を出す側は既に広告で目立つことが儲かることというバイアスがかかっている、あるいは広告物ばかりに目をやると市民感覚とずれていないか疑問があるとか、広告主側は一生懸命広告を出しているにもかかわらず、そのやり方がもしかするとマイナスに働いているかも分からないですよ。という「気づき」に繋がるよう、広告主の方には、十分なエビデンスを示す必要があるとのご意見を踏まえまして、今回の屋外広告物ガイドライン案は、当初案では、景観を守る観点というものと景観を創出する観点というのが同列一緒くたになっていたものが曖昧で分かりにくくなっているのではないかという検討の経過もございましたので、今回は、お店のファサードデザインと、それからどちらかという運転手視線を対象としたような幹線道路沿道のロードサイドショップであるとか、単独野立て看板向けのガイドラインに再整理いたしまして、分冊、切り分けをしたものでございます。

街なかの敷地内の店構えが魅力あるものとなれば、結果的に大きな広告物に頼らなくても建物全体が広告の役割を発揮する。そして、ひいては、大きな威張った看板等の抑制につながるということが仙台の屋外広告物ガイドラインだということで、景観の観点からこうしてみようという踏み込んだ内容のタイプでございます。これは全国でもこれまでにないかなと思っており、また第3章でも看板づくりのポイントも紹介しておりますので、仙台市の屋外広告物ガイドラインとして位置づけを考えていたところでございます。以上です。

○堀会長

他にいかがでしょうか。

○稲葉委員

とても分かりやすく、良いものができたのではないかと考えています。今後は、出来上がったものをどのように活用するかが大事であると思います。お店をやっている方やあるいは看板をつけている方などに対するメッセージでもあると思いますが、これからお店をつくろうと考えている方や市内で開業しようという方などに対してもすごくいいメッセージになるのではないかと考えました。

開業に関する勉強会や商工会議所主催の催し物などでは、どうしても店先づくりや店舗デザインになかなか踏み込めないところがあります。そのため、そのような勉強会などで仙台市やアシスタスタ^{※1}などからこのような情報を出して、実践してもらっていくことで、自然と街並みが美しくなっていく、そういった効果もあるのではないかと考えます。このガイドラインをぜひ広めていただきたいと思います。

※1：仙台地域で起業を志す方のための起業支援センターのこと

○堀会長

今回示されたこのガイドラインは作ったらゴールではなくて、どんどんブラッシュアップして育てていただきたいと思います。稲葉委員の発言にあったように、仙台をよくする、仙台でこれから開業する、あるいは既にお店をやっている人たちが自分のお店に誇り

を持って自信を持てるように魅力をつくっていく、そういう一助にこれを使ってもらえればと思っています。

○高山委員

会長の発言にあったように、やはり規制だけではなく、誘導という異なる手法で市民に愛される街並みが創出できればいいのではないかと考えており、今回示されたガイドラインは、非常にすばらしい内容であると思っています。

堀会長は塩釜市でも店先づくりの指導をされており、このガイドラインにあるような形に沿って手直しされた、ある飲食店では、来客が増えて、売上げも上がった店があります。その店では、それまで事業を承継しようと思っていなかったのが、店の売上げアップを受けて、事業を承継する決心をされたという話も聞きました。何かそういう導きになればと思っています。

少し気になった点は、表紙の裏面に「魅力的な店先づくりのコツを紹介します」とあり、その下に2つの文章が書いてありますが、非常に重要なことが書いてあるのに見過ごしてしまいそうなので、もう少し目立たせてもいいのではないかと思います。

それと2ページについて、誘う形と拒む形との記載がありますが、赤文字のほうがしっかり目立って良いと思うものの、赤文字とすると禁止されているもののように見えてしまい、逆に青文字のほうが推奨されているもののように見えてしまうのが少し気になりました。

また、5ページ下の箱囲みのところについて、「誘導、看板等も重要になります」とありますが、このページは「挨拶の装置」を解説している部分なので、看板は「集客の装置」ですから、掲載場所を確認されてはいかがかと思います。

最後に7ページ「集客の装置」について、「内部の様子や商品を見せる」という部分で、メニューの看板が出ていますが、メニューの看板は「迎客の装置」に分類されているので、その辺の整合性も確認されたほうがいいのではないかと思います。

○堀会長

高山委員からの指摘に関しては事務局において、もう一度チェックしていただきたいと思います。先ほど言ったように、このガイドラインは本当にできたばかりで、これからブラッシュアップにも丁寧に取り組み、なるほどと思われるものをつくって欲しいので、よろしくお願いします。

規制により売上げを下げさせようと思っていないのではないというメッセージがとても重要であり、むしろ売上げを伸ばす手助けをしたいという、行政としては書きにくいことを伝えるようにすることがすごく大事だと思っています。景観行政は「あれをやっては駄目、これをやっては駄目」と言っているように、世間や市役所内部でも捉えられているところがあるかもしれませんが、決してそのようなことはないということをどこかに書いておいてほしいです。

他にはいかがでしょうか。

○佐々木（慎）委員

高山委員と同様の意見になりますが、広告物設置に関する仕事を受ける際、施主からは、

目立たせたい、儲けたいという要望が結構あり、時にはそれに従わざるを得ない状況もあります。それを、このガイドラインが出来ることによって、街並み景観に配慮できたり、集客ができたりと、後々の効果が大きいことをスムーズに伝えられるのではないかと思います。

○堀会長

私たちって、やっぱりおしゃれなお店に入りたいですし、おしゃれなまちで、おしゃれなお店が増えることは、まちを良くするということにつながります。そういう観点をぜひ上手くメッセージとして入れてほしい。決してお店に文句を言ってやろうというつもりでこれをまとめているのではないということをしっかり伝えてほしいです。

これから洗練させていってもらいたいのですが、少し気になっているのは、例えば7ページの看板類の工夫で、看板のほうにクローズアップされ過ぎているので、私としてはもう少し引いてほしいです。その店だから、こののれんが合っているはずだし、この店だからこその吊り下げ旗が合っているはずなので、のれんや吊り下げ旗といった物にだけ焦点を当ててほしくないのです。トータルでその店が良い雰囲気になるということを目指していて、その一部としてこういうツールがあるわけです。ツールだけを取り上げて議論することはやめてほしいです。

このガイドラインの狙いは、店を良い雰囲気にして立ち寄り率をアップさせて、売上げを伸ばすということなのですが、このように見せてしまうと、どうしても何か「こういう看板が良いのか」というような受け止めにされかねないので、もう少し引いた写真だと良いかと思えます、

それでは、出された意見について、事務局で手直しするところは手直ししてもらえれば良いかと思いますが、他にいかがでしょうか。

(委員了承)

・「杜の都・仙台」のビューポイント事業！の実施結果（速報値）について

○堀会長

続きまして、2つ目の報告事項に入ります。

「杜の都・仙台」のビューポイント事業！の実施結果（速報値）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（都市景観課 菅原主任）

—資料2により説明—

○堀会長

事務局の説明に対して、質問や意見があればお願いします。

○佐々木（慎）委員

公表の仕方はどのように考えているのか教えてください。

○事務局（菅原主任）

市のホームページでの公表を予定しております。公表内容は、ビューポイントとそこから見る対象の両方の写真、位置情報などを載せたいと考えています。その他に周辺の観光施設などの情報を載せることができないか検討する予定です。

○佐々木（慎）委員

ホームページでの公表以外に、メディアへの発表はされるのでしょうか。地域の情報番組などで取り扱ってもらえると面白いのではないかと思うので、検討してほしいです。

○事務局（菅原主任）

情報発信の効果的な方法については、今後、検討したいと思います。

○堀会長

他にはいかがでしょうか。

○稲葉委員

今後の予定ですが、いつ頃に公表できるのでしょうか。年度内ですか。

○事務局（菅原主任）

想定よりも多くのご応募をいただいたこともあり、年内に公表することを目標に、現地確認を進めています。

○堀会長

速報値ということで、事務局が思っていたよりも応募が多かったようですけれども、良かったですね。

募集を始める時に、写真愛好家の方等から、日頃、撮り溜めた自慢の写真の応募もあるのではないかと思ったのですが、集計してみてもいかがでしょうか。そのような写真による応募と、仙台の地域やまちに関心があつて、こんなに良いところがあるよという観点からの応募とどちらのほうが多いでしょうか。両方の応募があつていいと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（菅原主任）

どちらの応募もあります。お住まいの地域にあるビューポイントを推薦したい、自慢したいといったような観点からのご応募もあり、事務局では昨年度、予備調査で市内各地を回っていたのですが、初めて見るビューポイントもありました。

一方で、やはり写真がお好きな方からのご応募もあつて、その中には募集の趣旨から少し離れてしまっているようなものもありました。

○堀会長

前者の応募はとても大事なもので、そこにお住まいの方にとって、かけがえのない場所を大事にしていくきっかけになればいいと思います。

最初から言っているように、この取り組みは、お薦めのビューポイントを応募してもらうものですが、それが最終的なゴールではなく、あくまで仙台市を良くする手段の一つです。応募のあったビューポイントがあまり整備されていないのであれば、手をかけることで更に良い場所にしていくこともできると良いと思いますので、その辺のところを忘れずに、仙台市を良くするという観点から、ぜひこの事業を長く続けてもらえればと思います。

他にいかがでしょうか。

○杉山委員

仙台市民でないため、仙台にはどのようなビューポイントがあるのか、今回の取り組みは大変興味があります。土地勘がない方もアクセスできるよう、公表時には、ビューポイントの所在地に関する情報も入れるようにしてほしいです。最近ではまち歩きなどで、周遊ルート例が示されることも増えているので、まち歩きなどにも活用されることを期待しています。

資料で「現地確認の様子」として山頂からの写真などを掲載されていますが、応募があった仙台のビューポイントに特徴があれば教えてください。

○事務局（菅原主任）

公有地に限って申しますと、公園や道路で数多くのご応募がありました。公園では、仙台城跡が位置する青葉山公園や西公園、榴岡公園内などの中心部にある公園や泉区方面の郊外で緑豊かな公園等に関する応募がありました。

一方、道路では、橋の応募が多かったです。資料でも掲載している広瀬橋をはじめとして、大橋や澱橋、宮沢橋といった複数の橋の応募がありました。これらの橋は、川面や市街地が望めるようなビューポイントになっています。

○堀会長

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（委員了承）

・仙台市役所本庁舎整備事業について

○堀会長

それでは、続いての報告事項「仙台市役所本庁舎整備事業について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（都市景観課 大友係長）

仙台市役所本庁舎の建て替えに伴う外構計画につきましては、景観計画に定める高さを緩和するに当たりまして、令和4年度に定めた「建築敷地内の公共的空間ガイドライン」に適合させることはもちろん、今後、同様に高さ緩和を活用する民間施設の模範となるよう、

令和5年度第1回景観総合審議会で委員の皆様から外構計画につきまして様々なご意見をいただいたところです。

本日は令和5年度にいただいたご意見も踏まえ、設計の修正を進めてまいりましたので、再度ご意見をいただきたいと考えております。

では、詳細については営繕課より説明させていただきます。

○事務局（営繕課 長谷川技師）

—資料3により説明—

○堀会長

質問や意見があればお願いします。

○恒松副会長

ピロティになっている広場と北側の2か所で、広場がつながっている間のところについて説明がありませんでしたが、ここはどういう空間なのか教えてもらえますか。

○堀会長

何ページを見れば良いでしょうか。

○恒松副会長

1ページ目を見てください。右側の図面で、下の3つの赤枠と上2つの間でグレーになっている部分について、この空間の説明がなかったので、広場という位置づけではないのかもしれないかもしれませんが、広場と一連で使われる空間だと思うので、説明をお願いします。

○事務局（営繕課 安食係長）

パースを用意しているため、投影させてください。

画面の奥のほうは北側になり、手前が屋内広場で、連続してつながる空間になっております。そちらの上部が吹き抜けで空が見えるようになっています。その下部に厚さが1センチ程度の水膜が流れる水景を設置したいと考えております。こちらでは子供たちが水で遊べるよう考えております。

○恒松副会長

公共的空間は、敷地周辺部などの利用促進を図りたいという意図があつて、それに資する外構整備に対して、高さを緩和する仕組みだと思えます。市役所本庁舎については、今後の民間の建物の参考例にされるので、良いお手本となるように力を入れてもらう必要があると思っております。

昨年の審議会時点では、緑被率の基準を満たすために、敷地北側にまとまった緑を配置する計画であったことに対して、今回の修正案はとても良くなったと感じていますが、水面の位置がここで良いのかが引っ掛かっています。想像しているほど気持ち良くないのではないかと思っております。北側ではピロティが設置されるものの、建物が15階建てで高さ

があるため、日が当たらない可能性があり、夏季はとても気持ちいいと思いますが、秋口からはもう寒く感じるのではないかと思います。

それと、5ページにある芝生のパースについて、パースで見ると確かにこんな感じというのは分かるのですが、通過交通が多い場所に整備されることになります。正面玄関に向かうアプローチ動線に近いので、ここの芝生で敷物を広げて座る人がいるのか気になりました。もしかしたら、ベンチのほうが使い勝手が良いのかもしれない。

7ページで、この場所がワークショップで利活用されるとの記載がありますが、イメージが湧かないです。このえんじ色の通路はおそらく通過交通が多いと思うので、ワークショップで使うとなると、縦縞の舗装のほうかと思いますが、イメージしづらいため、イメージ図があると良いのかなと思いました。

○堀会長

一旦、ここまでの話に対して、事務局から説明をお願いしようと思います。

○事務局（営繕課 阿部課長）

まず、1点目の水面の設置位置についてございます。委員ご指摘のとおり、この場所でのいいのかという議論は設計の中もございました。先ほど新庁舎の顔と説明した南東部に設置するというのも検討に上がったところではございますけれども、表小路線や市民広場ですとか、さらにつなぎ横丁を介して定禅寺通からの一体的な広場空間として、使えるように平面として空けておきたいということがございまして、やむなく断念したところでございます。

次に、使われ方について、主な利用者はやはり子供だと思っておりますが、子供の安全ということを考えたときに、道路の近くではなく、敷地の少し中に入ったところで、陰にはなると思うのですが、上部に青空が見える吹き抜けの場所で考えているところです。ただ、ご指摘はごもっともでございますので、改めて内部でも議論をしたいと思っております。

○堀会長

5ページの南側の芝生についてもお願いします。

○事務局（営繕課 阿部課長）

南西部分は飲食店前のテラス席もあり、さらに通りに面した部分ということで、南東部とは性格づけを変えまして、少し落ち着いた雰囲気、緑も身近に感じられるということからこの場所に芝生を設置したものです。確かにご指摘にありまして、芝生があるからといって、敷物を広げるかというご指摘もごもっともかと思っておりますので、こちらについてもさらに検討を深めてまいりたいと思います。

○恒松副会長

7ページのこのエリアで想定しているワークショップでの利用について、どのようなイメージがあるのか。

○事務局（営繕課 阿部課長）

低層部施設の運営事業者がまだ決まっていないこともあり、イベントやワークショップ等も含めて、使い方がまだはっきり決まっているものではございません。これだけのスペースを確保しているので、様々お使いいただけたらと考えておりますが、使い方につきましても検討を深めてまいります。

○恒松副会長

色々で見直す段階ではないかもしれませんが、完成してから考え始めては遅いので、検討されてはと思います。

9ページについて、先ほどの水面と同じような意見ではありますが、このエリアではパーゴラがあるということで、日照はどのくらい期待できるのか気になりました。ここでの設置は緑被率を稼ぐためでもあるのでしょうか。

○事務局（営繕課 安食係長）

ご指摘のとおり、緑被率を満たすためです。

○恒松副会長

了解しました。すみません、細かな点を聞いてしまいました。

○堀会長

指摘されたような細かいところが大事になってきます。

他にはいかがでしょうか。

○佐々木（和）委員

ベンチも一樣につくられて、大変良いように思う反面、勾当台公園と一体的に大規模なイベントが開催される時に、固定ベンチの配置は支障とならないように割と寄せられていますが、可動式ベンチは全部動かすとすると、相当大変だろうなと思いました。また、可動式ベンチを大規模に動かす際の収納スペースを検討しないと、かなり邪魔になるので、倉庫機能であるとか、どこかに寄せてうまく活用する方法とか、検討する必要があると思います。

○堀会長

大事な指摘だと思います。ベンチを1度動かしたら面倒なので、あと元に戻さないという事態は十分あり得ます。

他にはいかがでしょうか。

○杉山委員

広場①について、希望として話すため、これはお答えいただかなくても構いません。最近のベンチデザインを見ていると、下部に照明がついており、そこから照らされるようなものが増えています。新庁舎でも夜間に光が灯ったようなベンチがあると大変良い感じがしています。また、ベンチにはカウンターみたいなものやテーブルがあると、昼食などで気軽に利

用することが出来て良いのではないかと思います。

次にこれは質問ですが、東北地方で芝生は生育しますか。冬季は大丈夫なのでしょう。公園で芝生があると、時期によってはチェーンを張った上で立入禁止にして養生するようなこともあるため、維持管理はどのように計画しているのでしょうか。気になってしまいました。

それから、日差し除けになる高木のケヤキが敷地内に数多くあるのは良いことですが、その他の中低木などについて、仙台らしい植栽が何かあっても良いのではないのでしょうか。ケヤキだけでなく、他の緑もあるとより気持ちよくなるのかなと思いました。緑化についても、その他の見本となるように取り組んでもらえればと思います。

○堀会長

一旦、ここまでの話に対して、事務局から説明をお願いしようと思います。

1つ目の質問は、芝生の維持管理等をどのように考えているのかというもので、2つ目の質問は、植栽全般についてどのように計画しているのかという内容でした。いかがでしょうか。

○事務局（営繕課 阿部課長）

まず、芝生の維持管理や生育状況は大丈夫なのかということについて、ご指摘のとおり、芝は、多少なりとも手がかかるものと認識しております。一方で、今回このような公共的空間、いわゆる公共空間ですけれども、開かれた外構計画とするということにつきましては、庁舎の高さを60メートルから80メートルまで認めてもらう条件であるため、一定程度の負担はやむを得ないという考えの下、芝生もその開かれた、使っていただくという面で必要なものと考えまして、場所についてはこれからさらに検討は深めてまいりますけれども、芝生についても確保してまいりたいと考えております。

樹木につきましては、仙台らしい地場のものも植栽する予定で検討を進めているところでございます。

○堀会長

芝について一言補足させてください。芝の冬枯れに関する言及がありましたが、日本の在来種である野芝は冬枯れするものであるため、国内ではどこでも普通のことなのです。そのため、冬には枯れてもいいのではないかと私は思います。外来種だと常緑の芝もありますが、この場所に適した品種について、よく検討してもらえればと思います。

では、続きをお願いします。

○杉山委員

敷地北側の子供の遊び場みたいな空間について、子供の声が結構響いてしまうかもしれないので、何か対策を考えておいたほうが良い気がします。子供の声がうるさいという理由で公園を閉めてしまうような事があったかと思います。そのため、何か対策を講じることができるのか聞きたいです。

次に、敷地南西側の自転車置き場について、とても広いようですが、もう少し何か使いや

すくしてもらえると良いように感じました。

○事務局（営繕課 安食係長）

子供の声について、建物に囲われた中に設ける空間であるため、どうしても響くところは響くと思います。その辺については、今後の建物の計画の中で何かできるものがないか、併せて検討していきたいと思います。

駐輪場については、西側の道路からと、南側の道路から出入りができるような形で検討しているところでございます。入っていただいて、自転車を置いていただくような形で考えているところでございます。

○杉山委員

こんなに列数あっても大丈夫なのでしょうか。列数がすごいですよね、何台も何台も置くことが出来てしまいます。

○事務局（営繕課 安食係長）

自転車幅なども考慮した計画にしています。

○杉山委員

こんなに細長い駐輪場を使ったことがないのですが、利用者はとても使いづらそうに思いました。

○事務局（営繕課 安食係長）

西側で出入口をもう一か所増やすなど考えたいと思います。

○堀会長

他にはいかがでしょうか。

○稲葉委員

敷地内での喫煙はどのように考えられているのでしょうか。

○事務局（営繕課 安食係長）

敷地内は原則、全面禁煙で考えています。

○稲葉委員

喫煙者が集まっている県庁向かい側の勾当台公園野外音楽堂付近に、さらにたくさんの人が溜まってしまうような気がします。

○事務局（営繕課 阿部課長）

ご指摘はごもっともだと思います。庁内での議論が十分ではないところもございまして、検討してまいりたいと思います。

○佐々木（慎）委員

東側の真ん中あたりのバス停について、利用者も多く、また、この通りは歩行者も多いです。計画では、ケヤキが3本植えられ、近接する位置に階段が設置されているようですが、それらによって、圧迫感が出るのではないかとということが気になりました。

また、バス停付近には、ベンチなど小休止できるスペースがあると良いように思いました。

○事務局（営繕課 阿部課長）

東側のバス停付近につきましては、現庁舎の建物の位置ぐらいにケヤキを植える計画をしています。ただ、ご意見もごもっとものお話ですので、休めるベンチなど、これから検討していきたいと思います。

○堀会長

よろしいですか。Web参加の平井委員はいかがでしょうか。何か意見や質問はありますか。

○平井委員

私自身も3歳の子供をこの間まで仙台で育てていましたので、まちの中にこういう子供のための場所がつけられるというのはすごく良いことではないかと思います。

また、これは感想ですが、小さい子供向けの遊び場については、細かい日陰がいくつか分散して配置されていると、見守る親がより滞在しやすくなるかと思しますので、そのあたりもぜひ配慮してもらえると良いかと思します。

○堀会長

他にはいかがでしょうか。

○高山委員

以前の計画に比べると大幅に改善されて、ぜひ訪れてみたい市役所に近づきつつあるなという感じがしております。その中で、私も佐々木和之委員の意見と同じで、イベント時に可動式ベンチをどこに収納するのかということは大きなポイントになるのではないかと思います。

それと、先ほど話題に挙がった水面について、維持管理にコストもかかりますが、何か動きがあったほうが子供は喜ぶと思うので、例えば、海外ではよく見かけるような、小さい噴出口から水が出てくるような設えなど、検討しても良いのかもかもしれません。

○事務局（営繕課 阿部課長）

まず、可動式ベンチ等の収納場所につきましては、場所の確保はもちろんですけれども、ベンチなどについても、きちんと重ねやすい、あるいは省スペースになるもの等、実際に使うことを十分考えて検討してまいりたいと思います。

水面につきましても、ご提案があった水が噴き出すような設えなど、子供が喜ぶ仕掛けというのも併せて考えてまいりたいと思います。

○堀会長

北側で配置する水面や築山で、子供を遊ばせるということですが、子供は楽しければ遊ぶけれど、楽しくなかったら絶対行きません。ここで遊べと言うのではなくて、子供がもう親の手を振り切ってでも行ってしまおうような仕掛けがあると良いのですが、ここに一体どういう仕掛けがあるのでしょうか。「水面をつくと子供が来ます。」というようなパースが描かれており、子供がすごく楽しそうに遊んでいるのだけど、子供や人間の行動は設計できません。空間を設計したことの結果として、楽しそうであれば子供がそこへ来て遊ぶわけです。

この水面は、見ればミラー・ド・オウを参考にしていることがすぐに分かります。ミラー・ド・オウは、日本語に訳せば水鏡で、ボルドーの有名な都市整備です。水深1センチの水面をつくっているのですが、可変的で、時間でどんどん変わって行って、水が引くとそこからミストが出て、池全面に広がるようになっていっているなど、とても工夫されています。新庁舎で計画されているものは、ミラー・ド・オウとはスケールが異なりますが、先ほど高山委員の発言にあったように、もう少し工夫をしないと、ここで遊べと言っても、子供は遊ばないのではないかと思います。

それから、とても大事な指摘をしますが、子供を遊ばせようと思ったら、連れてくる親のためのベンチはマストです。絶対に必要です。親が居心地よく、楽しく休める遊び場でないと、そもそもそんな場所には連れて行かなくなります。というわけで、ベンチが一つもないというのはいかがなものかなと思います。築山にしても、池を整備するにしても、周りをベンチだらけにするのが一つの常識なので、その辺については、もう少し考えたほうが良いのではないかと思います。

子供だって楽しいところで遊びたいはずで、この敷地で一番楽しく遊べるのは、やはり南側だと思います。南側の広い空間です。そこに水面や築山を整備するほうが遥かにいいのではないのかと思います。それにもかかわらず、なぜ水面や築山を整備しないかという、イベント開催時の利用を想定した際に空間として空けなければならぬからということだそうですね。空いていないとイベントができないというのではなく、イベント主催者も知恵を絞ってほしいです。一年365日のうち、330日ぐらいはイベントをやらないわけだから、イベントをやらないときに、楽しいと思えるようにつくって、イベントをやるときはその空間で工夫を凝らして使ってもらい、そのようになってほしいです。

全てのパースに人が描かれており、芝生ではシートを持ち込んで利用する人が描かれているものもありますが、利用のされ方は設定できないので、こういうパースでは人を描かないでもらいたいです。人を描かないと、どういう工夫がしてあるのかが一目瞭然で、何も工夫がないと、それもすぐに分かってしまいます。人は、空間を魅力的につくった結果として来るものであって、人の行動は設計できないのだから、設計できないことは描かないでもらいたいと私は思っています。

その他にも細かく言いたいことはたくさんありますが、言い出したら止まらなくなるのでここら辺にしておきたいと思います。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○堀会長

それでは、今日の意見を参考にして、さらなる魅力づくりのための作業を進めていただければと思います。大変だと思いますが、ここが本当に踏ん張りどころです。できてしまえば、30年、40年の間はこのままなので、これから仙台に生まれてくる子供たちのためにぜひ頑張っていたいただきたいなと思います。

本日の議事は以上ですので、進行を事務局にお返しします。

○司会

堀会長、委員の皆様、ありがとうございました。

最後に、事務局から報告がございます。お手元の委員名簿をご覧ください。堀会長、杉山委員におかれましては、これまで景観総合審議会の委員として5期10年にわたりお務めいただいたところであり、任期は今期までということになります。また、平井委員におかれましては、今期限りでの辞任について、お申し出をいただいております。ご多忙の中、本審議会において貴重なご意見をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

ただいまご紹介した委員のお三方におかれましては、ご退任に当たりまして、ご挨拶をいただければと思います。

それでは、まずは杉山委員からお願いいたします。

○杉山委員

10年間もの長い間、大変お世話になりました。山形の大学で働いていたこともあり、仙台市とも縁あって審議会委員を務めました。

任期中に大変驚いたことがあり、仙台の商店はファサードデザインが優れているものが多いのですが、一番町で赤、青、緑と塗られていたベンチがあり、「あまり色をつけないほうが良いのではないか」という指摘を申し上げたところ、すぐに是正されたことがありました。とても素早い対応であり、他所ではなかなか見られないことであつたので、それだけ仙台の皆さんはまちづくりに熱心に取り組んでいるのだなと感じた次第です。

これからも本日の議事にあつたようなガイドライン新しい市役所の使い方を含めたデザインの検討など頑張ってもらえればと思います。知り合いもいるため、また伺うかもしれませんが、今後を楽しみにしています。ありがとうございました。

○司会

続きまして、平井委員からお願いいたします。

○平井委員

2年間という短い間でしたが、貴重な経験をさせていただきましてありがとうございました。私自身が取り組んでいる研究テーマが「視覚障害者の方の生活環境」であることと、ちょうど子供を出産した時期であつたので、子供連れの親や障害をお持ちの方など、そうした視点から意見ができればということで活動させていただきました。

今後も、全ての人にとって住みやすい仙台市となっていくよう、陰ながら応援しております。2年間ありがとうございました。

○事務局

続きまして、堀会長からお願いいたします。

○堀会長

5期10年、あっという間だったかと思えます。会長になってからは特に、何度もお話しさせていただいておりますように、規制によるマイナスの未然防止ではなく、やはり誘導によるプラスをつくる、良くするという心を心がけてまいりました。なぜかという、景観の本質とは、人間の生活を豊かにし、楽しくするものだと思っているからです。誠に残念ながら、日本では「景観」というと、あれをしては駄目、これをしては駄目と文句を言うもののように捉えられるところがあるのですが、どうしてそうってしまったのかという、もちろん理由はありますが、それを話していると大講義になってしまうので、今日はしません。ただ、「景観」とは本質的には、人間の生活を豊かにするものであって、決して文句をつけることが「景観」ではないということを覚えておいていただきたいです。

仙台市の景観計画では、そのように舵を切ろうとしていますが、実際の仙台のまちづくりにおいて、景観をそのように捉えてもらえているのかということが若干心配というか、不安があります。最後に遺言みたいにしてお話をさせていただきたいなと思い、今日は写真を用意しているので、ご覧いただきながら、私が言わんとすることをお分かりいただければと思います。

これから見ていただくのは、私が実際に取り組んでいる景観まちづくりです。これはビフォーですね。景観まちづくりに取り組むとどうなるか、これがアフターです。景観というのは何かというと、人が見て、見ると、脳が見た情報を基にいろいろ評価したり、行動を判断したりします。行動の判断に最も効果的なのが、誘う形です。これは本日の広告物ガイドラインでも取り上げられていました。一方で、植栽というのは拒む力が非常に強く、ベンチというのは誘う力が非常に強いので、このようにするだけで魅力が出てきます。これが景観まちづくりであって、景観というのはこうやって楽しくしたり、魅力をつくったりすることなのです。規制ではありません。景観計画による規制について、景観と空間というのは密接な関係にあるのですが、景観計画では、空間に対する規制ではなくて、物に対する規制、つまり、高さや色に制限をかけています。ところが、物に対する規制は、景観の本質とはまるで異なります。景観の本質というのは、写真で示したように、人に魅力を与えて楽しんでもらうということなのです。

これは温泉地です。これを景観整備するとどうなるか、景観まちづくりに取り組むとこうなります。「いらっしやい」という、これが誘う力ですね。誘う力というのが景観の何よりも最も重要な要素です。それをやらないで、物の高さについて制限をかけることは景観の話ではありません。写真で示しているものは、私が実際に設計しており、実践しているまちづくりなのです。

こういうことを仙台で、新しい市役所の外構、あるいは勾当台公園や定禅寺通など、今、大規模な再整備が行われようとしている事業において、貢献できるのではないかと考えて

いました。これは銀山温泉での事例です。銀山温泉で私が何をやったかという、ベンチを置いて誘うことということに取り組んできました。長らく、これを続けて、ベンチをたくさん置いた結果、今やもうベンチだらけです。これが今の銀山温泉です。

私が実践してきたのは、建物を特別に立派にするなどということではなくて、景観の本質をよく考えて、何がどうなっていると人が良いなと思うのか、行ってみたいと思うのか、そこをずっと追求してきたのです。私が手掛けたところには、必ず大勢の人が来るようになりますが、これは私にセンスがあり、感覚的に取り組んできたというものではなく、景観に関する論理を理解した上で実践してきただけです。魅力は論理的に生み出せるのです。

これは旅館の事例です。これがビフォーですが、ここに泊ってみたいと思う人はいないと思います。ところが、私が手掛けると、建物には一切手を触れていないのですが、演出だけで改善される。これが景観の力なのです。

景観整備は金がかかるとよく言われますが、それは大きな誤解なのです。景観整備とは、人の心の働き、行動心理をよく理解して、良いなと思うようにつくる。人が良いなと思うようにつくるから、人がいいなと思うのですよ。人が行ってみたいと思うようにつくるから、人が行ってみたいくなるのですよ。これが景観なので、規制が景観だと思われているのは大変心外なのです。

これはビフォーの写真です。私が手掛けるとどうなるか、これがアフターです。看板が一つもないというのを見てもらいたいです。私は、看板はつくらないです。これはイーゼル看板ですが、これで十分なのです。看板にクローズアップすると本質から外れてしまうので、看板を使わない演出もあるのです。

次の写真です。米屋が潰れて、その後を何とかしてくれと言われて携わった事例です。こちらがアフターです。これも看板がないところを見てもらいたいです。看板があると人が来るなんてことはありません。看板がなくなつて、人を誘うようにつくればいいのです。これこそが景観まちづくりなのです。大きいもので言えば、公園や街路、小さいもので言えば、1軒のお店から、景観まちづくりによって改善することができます。景観に対する誤解を解くために、景観総合審議会でも、特に市役所の他の部局に対して、ぜひとも働きかけていただければと思います。

次の写真です。これはビフォーですが、街路を変えるとどうなるか。先ほど高山委員から塩釜の店で外構の演出に取り組んだことで、集客と売上げが向上し、事業承継がうまくいったという話がありましたが、外構はとても重要です。写真のお店で外構を変えるとどうなるか、こちらがアフターです。これも私が設計したのですが、街路が変わって、魅力が出たら、シャッターが閉まっていた店が開いてきたのです。そういう力が景観にはあるのです。

これまで、こちらの審議会でなかなか話をする機会がありませんでしたが、10年目の最後ではなく、もっと早くに話さなければいけなかったのかもしれない。これこそが景観まちづくりなので、こういうことを仙台でぜひやってもらいたいです。

最後なので、ついでに言わせていただくと、市役所の外構にしても、勾当台公園にしても、定禅寺通にしても、私はお役に立てるだろうと思ったので、話を聞いてほしいという打診をしたところ、いろんな人から提案を受けており、切りがないので聞きませんということ言われました。私自身は設計の変更などの提案を言うつもりはさらさらなくて、どういうことが大事なのか、間違えてもらいたくないので、そのような観点から話をしようと思っていた

のですが叶いませんでした。この写真は勾当台公園の県庁のほうを撮影したものです。舗装はとても重要なのですが、それに気がついていないです。なぜ舗装が重要なのか、理由は簡単で、人間は自分に近いところを過大に評価するからです。人間は下を見ているのです。ご存じのように、視軸線は水平から下10度のところであって、人は下を見ているのです。その下のところの整備で手を抜いていると、良くないと認識してしまいます。舗装がまずいと良くないのです。現状の勾当台公園は、石を使っていて整備にコストをかけていますが、コストをかけることと、良いものをつくるということは別ものであることがなかなか分かっていないのではないかと感じてしまいます。

私たちは形を認識しますが、3次元で形がないものはあり得ないのですが、実は2次元は形のないものが存在します。2次元では、「形」と言わずに、「ゲシュタルト」というのですが、ゲシュタルトをつくらないと絶対駄目なのです。その原則の話を聞いてもらいたかったのですが、断られてしまいました。

それからもう一つ、組織が柔軟でない。市の職員一人ひとりと話をしていると、すごく見識もあるし、一生懸命考えているのが分かりますが、組織になった途端に何か硬くなるなどという印象があります。市長や副市長もそれぞれ、柔軟な考えをお持ちで、私の話に賛同してくれるのですが、部局レベルになると、何だか硬く、「市議会にもう説明してしまっているの、それはもうできません」などと言われてしまいます。組織として、もう少し柔軟なほうが良いのではないかと感じました。

写真で示したようなものをゲシュタルトと言います。形があるということです。人間は形を認識するので、無地の舗装は良くないのです。そういう原則を話そうと思っていました。

話を戻しますが、勾当台公園の現状として、ベンチが少ないのと、公園の入り口から見てベンチが見えないというのが特徴としてあります。ベンチは人を誘うので、先ほどから示してきた私が設計した施設では、全部ベンチがありましたけれど、ベンチは人を誘うので、ベンチを中心に考えるべきで、植栽を中心に考えでは駄目なのです。ベンチを道や入り口に向かって置き、「さあ、お座りください」と誘うようにしなければいけないのです。後ろに向けてはいけません。人が来る方向に対して、ベンチを後ろに向けてはいけません。当然、ベンチが表を向いていれば、眺めが良くなるに決まっているので、それがベンチの置き方の原則みたいなものです。

こちらの写真ですが、花壇に背を向けてベンチを置いていますが、こういうことをやってはいけません。花壇を見るなど言っているようなものです。花壇とベンチの関係は、この写真のような配置が理想です。分かりますか、花壇を直線で切って、ベンチをその直線の外に置いてしまうと、人間よりも花壇を大事にするという宣言になってしまいます。ベンチを切り替えて人間のスペースを入れているという、これが大事なのです。こういうのを「自己領域」と呼びます。このような原則がたくさんあるのにもかかわらず、原則を知らないまま、設計業務を外注されているようで、残念と思いました。進め方にも柔軟性が持たせられると良いと思いました。

良い公園をつくるには、3次元であることがとても重要なので、勾当台公園で言えば、崖線が該当します。ここのつくり込みがすごく大事です。ここね。崖のところは眺めが良いので、人を誘うのにすごく適しています。このようなところで、やはり工夫を凝らしてほしいです。こちらの写真の施設も私が設計したものです。ベンチがたくさんあるのは、下に子供

を遊ばせる遊具があるからです。遊具の周りにベンチを置くのは大原則です。大人と子供の関係をどうつくるのか、そういうセオリーをしっかりと理解して設計に取り組んでほしいのです。

メーカーによる二次製品だけがベンチというわけではないです。いくらでも、色々なベンチがつくれます。そういうことにも取り組んでもらいたいです。

以上、色々なことを言いましたが、ご容赦ください。最後に、設計が途中で変わった事例を持ってきましたので紹介します。なぜ、このようなのを持ってきたかという、国土交通省に柔軟性があることをお伝えしたいのです。これは、道の駅の整備に関する図面で、所管する国土交通省がコンサルに図面を描かせたのですが、出来が良くなく、私のところに図面を描いてみてくれないかとの依頼があったものです。最終的に私が描いたものが採用されたのですが、ここで言いたいことは、コンサルに発注するということは、そこでお金がかかっているにもかかわらず、おかしいなと思ったら、おかしいと感じるままに進めるのではなく、やり直す勇気だって必要なのではないかということです。

仙台市は柔軟性のある、良い組織として、市民からも慕われるようになってもらいたいです。特に、若い職員の教育には力を入れてほしいです。上の人ほど柔軟で、なぜか下の人ほど硬いと思うことがよくあります。おそらく、硬い組織に身を置き、そのような思考が植え付けられてしまっているのかもしれない。そのあたりも含めて、未来を担う若い職員の教育にもぜひとも取り組んでもらえればと思います。

長い間、本当にお世話になりました。直接は離れますが、仙台市を応援しておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。どうもありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

3. 閉 会